

安全訓練実施要領

平成27年 6月

北見市上下水道局

安全訓練実施要領

工事の施工に際し作業の安全を確保するため、工事関係者はもとより直接作業を行う作業員が安全に対する理解を深めると共に、安全作業に対しての意職の高揚を図ることが最も重要である。

このため、労働安全衛生法に基づく日々の安全教育のほか、工事現場の作業内容に応じた安全訓練等について下記の実施項目の中から選択し、工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上時間を割当てる。なお、実施については月1回以上行い「安全訓練実施報告書」に実施内容を記載し、別途、各回毎の実施内容、実施状況写真、使用資料等を添付して、成果品として監督員へ提出すること。

また、監督員からの要求により工期途中の確認を求める場合もあるので、安全訓練実施後は速やかに整理を行うこと。

1. 実施項目例

- (1) 安全活動のビデオ等による視覚教育
- (2) 安全関係法令等の周知
- (3) 工事内容等の周知
- (4) 安全衛生活動に関する手法の習得
- (5) 安全衛生活動の前月の反省と評価
- (6) 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
- (7) 災害対策訓練
- (8) 本工事現場で予想される事故対策
- (9) その他、安全訓練等として必要な事項

安全訓練実施報告書

実施内容及び参加者名簿

実 施 回 数	第 回	第 回	第 回	第 回	第 回
実 施 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
実 施 時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間
参 加 人 数	人	人	人	人	人
実 施 場 所					
実 施 項 目					

参加者氏名	会社名 / 職種	参加者氏名	会社名 / 職種